

【タイトル】 青年部会 第41回 通常総会

【日 時】 平成24年4月20日(金)

【場 所】 法人会館

【概 要】 平成24年4月20日(金)に法人会館2階において、青年部会研修会、並びに通常総会が行われた。

第一部では、江東東税務署の前田審理担当上席調査官を講師に「税制改正について」の研修会が行わ



れた。

まず、中小企業の法人税率については、平成24年4月1日以後開始事業年度から年800万円以下の所得金額に対して18%→15%へ、年800万円超の所得金額に対して30%→25.5%に引下げられた。一方復興特別法人税として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度の開始の日から以後3年を経過する日までの期間に属する事業年度については、法人税額を課税標準額として10%が課税されることとなった。

また、欠損金繰越控除期間も7年から9年に延長されたが、全額控除ではなく、控除前所得金額の80%相当額とされた。

消費税法は、仕入税額控除制度における、いわゆる、「95%ルール」の適用要件や事業者免税点制度の適用要件が見直された。

詳細については税理士や税務署へ確認して頂きたい。



第二部の総会では、公益社団法人移行後最初の総会にあたり、佐野部会長が、「青年部らしい発想で公益に資する活動に力を入れていこう」と語られた。また、上程された議案は全て承認され、来賓の音江東東税務署長から祝辞をいただいた。

総会後の懇談会もゲームを交えながら盛り上がりを見せ、青年部らしい交流の場となった。

